



大分労働局発表  
令和3年5月31日

【照会先】

大分労働局

労働基準部監督課長 瀬戸 邦央

電話:097-536-3212

職業安定部職業対策課長 二宮 茂

電話:097-535-2090

## 6月は「外国人労働者問題啓発月間」です。

【標語】

ともに働き、ともに活躍  
～外国人雇用はルールを守って適正に～

厚生労働省では、毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と定めて、労働条件などルールに則った外国人雇用や高度外国人材の就職促進について、事業主や国民を対象とした集中的な周知・啓発活動を行っています。

このため、大分労働局（局長 中山 晶彦）は、外国人雇用管理指針と併せて、関係法令の周知・啓発を行い、外国人労働者の雇用管理の改善や適正な労働条件の確保などを目的に、以下の取組を実施します。

### 1 事業主などに対する周知・啓発、指導

労働局、労働基準監督署、ハローワークは、事業主などに対し、あらゆる機会を利用して外国人の雇用・労働条件に関する取扱いの基本ルールについて情報提供や積極的な周知・啓発、指導を行います。

また、事業主団体などを通じて外国人労働者問題に関する積極的な周知・啓発を行うよう協力依頼を行います。

### 2 三省庁及び外国人技能実習機構合同による外国人労働者就労事業場への現地パトロール及び事業主に対する外国人雇用セミナーの実施

大分労働局、大分県警察、福岡出入国在留管理局の三省庁及び外国人技能実習機構合同で、外国人が就労する事業場へのパトロール及び事業主に対するセミナーを実施します。

詳細は、別紙を御覧ください。

三省庁及び外国人技能実習機構合同による外国人労働者就労事業場への現地パトロール及び事業主に対する外国人雇用セミナーの実施

- (1) 日 時：令和3年6月17日（木） 10時～12時
- (2) 場 所：下ノ江造船株式会社（大分県臼杵市大字下ノ江 1200 番地）
- (3) 実施者：大分労働局、大分県警察、福岡出入国在留管理局、外国人技能実習機構
- (4) 内 容：外国人労働者の就労状況の現地パトロールを実施し、その後開催する外国人雇用セミナーにおいて、外国人労働者の雇用管理の改善や適正な労働条件の確保などを説明します。

<タイムスケジュール>

現地パトロール

10:00～ 会議室にて下ノ江造船による事業場概要等の説明

10:20～ 外国人労働者の就労状況確認のための現地パトロールの実施

外国人雇用セミナー

11:00～ 外国人雇用セミナーの実施

12:00 終了

<取材についての注意事項>

下ノ江造船株式会社での取材においては、構内に入るため、取材に来られる人数を下記担当者に事前に御連絡ください。（ヘルメットを着用する必要があることから、ヘルメットが必要な場合は併せて御連絡ください。）

雨天の場合は傘を御準備ください。

新型コロナウイルス感染症対策として、検温、マスクの着用にご協力ください。

新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、中止とする場合があります。その場合は、事前にお知らせいたしますが、予め御了承ください。

【連絡先】 監督課 菅 重樹  
(電話) 097 (536) 3212